

# 医業経営情報

NO. 17

## 今回のテーマ：医療法人の諸手続と行政手続法について

医療法人は都道府県の認可を受けて設立された法人ですので、設立後も医療法に定められた諸手続を行う必要があります。その為医療法人は、毎年必ず都道府県に対して何らかの申請又は届出をしなければなりません。その際によく都道府県より行政指導を受けることがあります。行政指導は平成5年に成立した行政手続法に基づいて行われる必要があります。行政手続法には行政指導以外にも、審査基準や標準処理期間等について定められています。

ですから都道府県と常にやりとりをする医療法人の職員は、この行政手続法をよく知っておかなければなりません。

そこで今回は行政手続法についてご説明致しますが、その前に医療法人が行わなければならない主な諸手続を確認したいと思います。

### I 医療法人が行う諸手続

医療法人が行わなければならない主な諸手続には下記のようなものがあります。

手続の種類	手続区分	提出期間
医療法人の設立	認可	医療法人の設立前
定款の必要記載事項の変更 ※1	認可	定款の変更前
定款の任意記載事項の変更	届出	変更後遅滞なく
医療法人決算届	届出	毎会計年度終了後2ヶ月以内
登記事項の変更 ※2	届出	登記完了後遅滞なく
理事長・理事・監事の変更 ※3	届出	変更後遅滞なく

※1 医療法人の定款には医療法第44条で下記の事項を記載しなければなりません。

- ①目的 ②名称 ③病院、診療所又は老人保健施設の名称と開設場所
- ④事務所の所在地 ⑤資産及び会計に関する規定
- ⑥役員に関する規定 その他（省略させていただきます）

このうち、④事務所の所在地の変更のみ認可ではなく、届出となります。

※2 医療法人は毎会計年度終了後に資産総額の変更登記をしなければなりません。

変更の登記は法務局で行います。法務局での登記完了後、都道府県に対して登記事項の変更届を提出する必要があります。

※3 理事長の任期は通常定款において2年と定められていますので、2年ごとに理事長を選任し直す必要があります。そして理事長の氏名・住所は登記簿謄本への記載事項となっていますので、法務局への変更登記が必要になります。(再任した場合でも重任登記が必要です。)

理事長が変わった時のみ、法務局での登記完了後、都道府県に対して理事長の変更届を提出する必要があります。

理事及び監事につきましては、登記簿謄本への記載事項ではありませんので、変更があった時のみ、都道府県へ役員の変更届を提出します。

ところで、前ページに手続区分というものがあり、「認可」と「届出」の2種類に分かれています。「認可」とは都道府県が変更することを認める事であり、「届出」とは届け出る事だけをいいます。

ですから、認可のない定款の目的変更等は効力がなく無効となりますが、「届出」は、仮に都道府県に「届出」を忘れていたとしても、「届出」を怠った事に対して罰金(過料)が課される事があっても、変更した事項自体が無効にはなりません。

## II 行政手続法について

次に上記 I で書いた諸手続に対する、行政手続法の規定についてご説明します。

行政手続法の規定は大きく分けると、申請に対する審査基準、標準処理期間、申請拒否処分に対する理由の提示、行政指導に関する規定となっています。ですからこの順番で説明しています。

### ①申請に対する審査基準

行政手続法第5条には「行政庁は、申請により求められた許認可等をするかどうかをその法令の定めに従って判断するために必要とされる基準を定めるものとする。」と書いてあり、審査基準を設けることを義務付けています。そして審査基準によって申請を拒否する場合には、申請者に対して処分の理由を示さなければならないとも書いてあります。

これを受けて厚生労働省は平成6年に医療法人の設立認可及び定款の変更認可について「昭和61年6月26日健政発第410号(厚生労働省健康政策局長通知)」を審査基準とする旨の通知を各都道府県に出しました。

「昭和61年6月26日健政発第410号」に書かれている一部を紹介します。

- (1) 病院又は老人保健施設を開設する医療法人は自己資本比率が20%以上必要。
- (2) 医療法人の土地、建物は自己所有でなくても長期間にわたる賃貸借契約であれば構わない。

(3)新たに医療施設を開設する為に医療法人を設立する場合には2ヶ月以上の運転資金の確保が望ましい。

つまり各都道府県は「昭和61年6月26日健政発第410号」に書かれている事を基準として医療法人の設立認可及び定款の変更認可を行わなければならないのです。

ところが、実際にはそうでない場合が未だあるようです。例えば医療法人設立時の出資金（資本金）が良い例です。

個人で開業している先生が医療法人化する時は、新たな医療施設を開設する訳ではありませんから、「昭和61年6月26日健政発第410号」に書かれている2ヶ月以上の運転資金は必要ないのですが、それを知ってか知らずか2ヶ月以上の運転資金に相当する出資金が必要と指導している都道府県があります。

このように間違った行政指導は多々ありますから、きちんと行政手続法を知り、正しい知識をもって、都道府県と交渉する必要があります。

## ②標準処理期間

行政手続法第6条には「行政庁は、申請がその事務所に到達してからその申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間を定めるよう努める」と書いてあり、厚生労働省は平成6年に次のような標準処理期間を定め、各都道府県に通知しています。

(1)医療法人設立の認可……6週間（医療審議会終了の日を起算日とする）

(2)定款の必要記載事項の変更……6週間（申請された日を起算日とする）

このためか、最近はどここの都道府県でも申請を受理した後に、数ヶ月間も処理されないといった事はなくなりました。

ところで「届出」には標準処理期間はありません。それは行政手続法第37条に「形式的要件に適合した届出が法令によりその届出の提出先とされている機関の事務所に到達したときは、その届出をすべき手続上の義務が履行されたものと定める」と書いてあるからです。つまり「届出」に関しては届出書の記載事項及び添付書類に不備がなければ、提出した時点で医療法が規定する届出義務を履行したことになるのです。

## ③申請拒否処分に対する理由の提示

行政手続法第8条①には「行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する場合は、申請者に対し、同時に、その処分の理由を示さなければならない」と書いてあります。処分理由の提示は必ずしも書面で行われるのではなく、口頭で行われる場合もあります。（行政手続法第8条②）

ですが万が一、申請を拒否された時は書面による理由の提示を求めるべきです。過去に申請が拒否された事例を見ても、拒否の理由が明確に示されていない場合が多く、仮に示されていても過去の法律等を根拠としている場合があります。医療法に関連する法律や通知は毎年頻繁に変わっており、それを都道府県の職員は知らない事が多い

からです。

ただ申請が拒否されるにしても、通常は行政指導が先に行われます。ですから申請に関しては行政指導に対する対処が最も大切になります。

#### ④行政指導

行政指導とは「行政機関がその任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するために特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であって処分に該当しないもの」と定義されています。(行政手続法第2条⑥)

処分に該当しないと書かれていますので、行政指導には法的強制力はありません。ただし、実際の申請にあたっては、行政指導の通り直すか、行政指導が間違っていたと都道府県を納得させなければ、上記③の申請拒否をされると考える方べきです。行政手続法第32条②では「行政指導に携わる者は、その相手方が行政指導に従わなかったことを理由として、不利益な取り扱いをしてはならない。」と書いていますが、申請拒否するに前に行政指導により相手に改善を求め、それに応じなかった時に行う申請拒否は不利益な扱いではないと解釈されているからです。(行政手続法解説本より)

しかし行政指導に対しては書面交付請求と権利が明文化されています。上記③の申請拒否でも書いた通り、過去の法律等を根拠とした行政指導を行っている事がありますので、必ず行政指導の根拠とした法律等を提示してもらうべきです。(口頭でも構いませんが、後々のトラブルを避ける為にも書面により交付してもらった方がいいです。)

### Ⅲ 最近の事例紹介

以上、行政手続法の主たる規定についてご説明しましたが、ここで最近当事務所で実際にあった事例を一つ紹介します。

この事例は関東某県に対して医療法人の定款変更申請に関して行われた行政指導です。この事例における県庁とのやりとりは下記の通りです。

#### ①当事務所より

県に対して医療法人定款変更認可申請書を提出した。

#### ②県より

県の職員が、この申請書の添付書類より医療法人が所有する建物の一部を理事の社宅として使用する事が分かった為、理事を変えるか、建物を理事に買い取らせるよう指導してきた。その行政指導の理由を聞いたところ、「平成10年6月18日付指第三六号」(医療法人の理事長要件)が根拠だと言われた。

#### ③当事務所より

翌日当事務所で調べたところ、「平成10年6月18日付指第三六号」(医療法人の理事

長要件)は平成14年4月に改訂されており、現時点では無効であることが判明した。さらに厚生労働省医療法人係に聞いても違法ではないとの確認がとれた為、県に対して行政指導の無効を訴えた。それとともに、この行政指導は医療法人定款認可申請に関係が無い為、認可証明書を先にだすよう要求した。

#### ④県より

今回の行政指導と本申請の関連性がない事は認め、先に認可証明書に関する手続きを進める事となったが、行政指導については相変わらず要求してきた。理由は前ページ②から一転して理事に対する社宅供与は医療法第42条に定める附帯業務に含まれていない為と変わった。

#### ⑤当事務所より

行政指導が無効であるという確信はあるが、社宅部分をMS法人が買い取る方法で行政指導を受け入れる事とした。

しかし当事務所としては今後のコンサルタント方針にもかかわる事なので、県の行政手続条例に基づいて、理事に対する社宅供与が認められない理由を明確に示す事を要求した苦情の申出をした。

#### ⑥県より

約1ヶ月以上経ってからようやく回答がきた。内容は相変わらず理事に対する社宅供与は認められないというものだった。その理由として下記の事が書いてあった。

- (イ)医療法第54条において利益の再配分を禁止している。
- (ロ)医療法第42条に定める附帯業務に含まれていない。
- (ハ)以上の事から違法ではないが不適當である。

県からの回答は不十分なものですが、これ以上やりとりをしても得るところが少ないと判断し、今回はこれのやりとりはしませんでした。

しかしご参考までに当事務所の意見を言わせて頂くと、(イ)については適正な社宅家賃を徴収するのだから利益を分配しておらず、かえって医療法人の利益になり、(ロ)については社宅は附帯業務ではなく、付随業務であり、第42条に定めている必要は全くないという事です。例えば職員社宅が認められているのも、附帯業務ではなく、付随業務だからです。(付随事業とは主な事業(医業)に従属している事業をいいます。)

附帯業務と付随業務の区別もつかない程、県の職員はレベルが低いという事です、これは決して今回の県だけではありません。

今回の事例でわかる事は、都道府県では未だ過去の法律等を基に行政指導を行っている事が多いという事と、医療法及びその関連法に対する認識が低いという事です。

そのため申請する側にきちんとした知識が無いと、本来従わなくていい行政指導に対してまで従い、知らずのうちに医療法人の不利益になってしまいます。

また、県に対して苦情申出等をする際には、広報課を通した方が早いという事もわかりました。今回は最初、医療整備課に対して行いましたが、一向に回答が来ず、当事務

所から県の広報課へ連絡を取りました。

すると連絡をとった翌日には、まず広報課から、続いて医療整備課からお詫びの電話があり、「今処理中ですので今週中には回答をします」という、まるでそば屋の出前みたいな返事が返ってきました。最初から広報課に対して苦情申出をしていれば、1ヶ月以上という期間はかからなかったでしょう。

以上、医療法人の諸手続と行政手続法についてまとめました。行政手続法をよく知っておく必要がある事がおわかり頂けたと思います。(もちろん医療法及びその関連法についても、よく知っておく必要があります。)

ただし行政手続法は国に対して行う申請に対して適用されるものであり、各都道府県に対して行う申請には、各都道府県で定められている行政手続条例が適用されますので、必ず医療法人所在地の行政手続条例を見られるようお願いいたします。

なお、上記Ⅲ「最近の事例紹介」で出てきた「平成10年6月18日付指第三六号」(医療法人の理事長要件)については紙面の都合上詳細をご説明出来ませんでした。知りたい方は当事務所までご連絡下さい。

平成16年2月18日

西岡秀樹税理士事務所

<http://www013.upp.so-net.ne.jp/nishioka/>

文責 西岡秀樹